

大内連合自治会災害見舞金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害により被害を受けた大内連合自治会を構成する各単位自治会等の会員に対し、災害見舞金(以下「見舞金」という。)を支給することにより、会員の生活の再建を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「災害」とは、地震、風水害等の自然災害及び火災により被害が生ずることをいう。

(支給対象者)

第3条 見舞金の支給対象者は、大内地区内において発生した災害及び火災により被害を受けた、各単位自治会等の会員の世帯主または遺族とする。

(見舞金の額)

第4条 見舞金の額は、別表のとおりとする。

2 この見舞金は、特別会計から一般会計に繰り出して支給する。

(支給方法)

第5条 見舞金の支給については、単位自治会長等が様式第1号、様式第2号により申請するものとする。

(支給決定等)

第6条 大内連合自治会は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、支給の可否を決定し、当該申請者に通知するものとする。

(その他)

第7条 この要綱の実施に関し必要な事項は、大内連合自治会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年5月11日から施行する。

別表 (第4条関係)

種 別	区 分	世 帯	金 額
人 命	死亡	一人につき	50,000円
住 家	全焼・全壊・流失	1世帯につき	50,000円
	半焼・半壊	1世帯につき	30,000円
	消火冠水・床上浸水	1世帯につき	30,000円